

つくば市監査公表第5号

令和2年（2020年）3月31日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 滝口 隆一

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 滝口 隆一

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

令和元年（2019年）10月15日から令和2年（2020年）3月27日まで

第4 監査の対象

所管課 市民部スポーツ振興課

補助金団体 つくば市体育協会

第5 監査の範囲

平成30年度（2018年度）につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

平成 30 年度つくば市体育協会補助金

2 補助金の交付目的

つくば市体育協会(以下「協会」という。)が行うスポーツの振興を目的とする事業を通じ、市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

3 補助対象事業

協会が主催する各種大会、講習会、研修会その他市民の健康増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

4 補助対象経費

(1) 事業費

(2) 需用費

(3) 役務費

5 補助金額

19,000,000 円

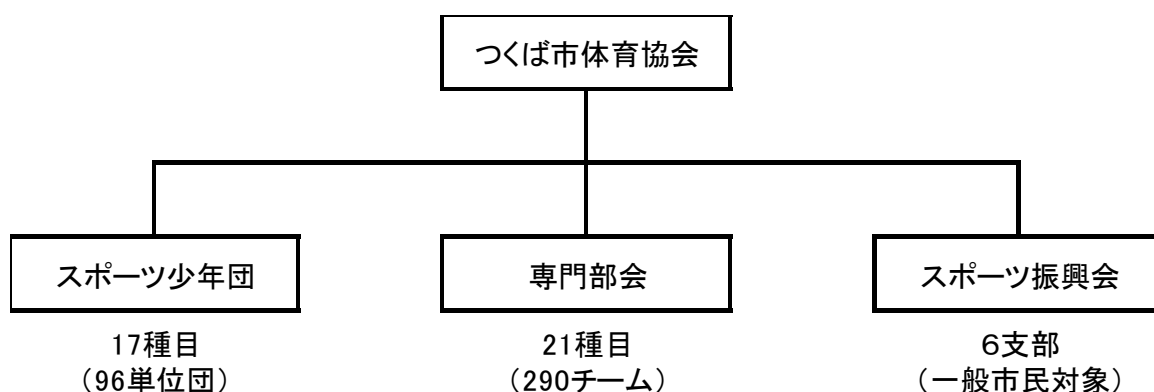
第 8 補助団体の概要

1 名 称 つくば市体育協会

組 織 顧問 1 名、会長 1 名、副会長 2 名、理事 29 名、監事 2 名

常任理事 6 名、事務局 2 名

組織図



第9 監査結果

つくば市体育協会（以下、「体協」という。）は、地域のスポーツの振興及び涵養、市民の体力の増進、市民のスポーツへの参加を促すことを目的として、平成3年（1991年）に発足した任意団体である。

組織としては、競技団体による専門部、市民を対象としたスポーツ振興会、青少年を対象とするスポーツ少年団の3つの部門に分かれており、現在の登録者は約9,000名で、同種の団体としては県内では3番目の規模である。

事業については、つくば市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツで“つながる” まち つくば」の実現に向け、市の事業を補完する形で進められており、令和元年の茨城国体において初めてデモンストレーション開催された「スポーツ鬼ごっこ」を新たな取組に加えるなど、各種スポーツの普及活動に努めている。

現在は、経営の健全化などを目的として、令和2年（2020年）4月からの一般社団法人化に向けて準備を進めている。

以上から、体協は、市のスポーツ推進施策の重要な担い手としてなくてはならない存在となっており、補助金交付は公益上の必要性を有するものと認められる。

監査した範囲において、補助金に係る所管課の交付事務及び体協による事務の執行状況についてはおおむね適正に行われていたが、補助金交付団体としての現状の運営状況等については改善や検討を必要とするものが以下のとおり見受けられた。

なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に口頭による指導をしたので記

述は省略した。

【要望事項】

(所管課)

- 1 補助金交付要綱における補助対象経費については、科目を明確にするとともに、需用費における食糧費の範囲を明確にするなど、適正化を図っていただきたい。
- 2 体協の法人化に伴い整備される規則等については、行政目線でチェックし、適切な人事管理や会計処理が行えるよう法人への移行後も継続して指導していただきたい。
- 3 財源及び事業規模、職員数等を考慮すると、任意団体としての体協の運営はほぼ限界に達している状況であり法人化後の不安定経営が懸念されるが、補助金額を増額することなく、施設の管理委託や指定管理者の導入など、体協の安定経営が図れるような方策を今後講じていただきたい。
- 4 体協とのコミュニケーションを密にし、特に教育局をはじめ体協の事業において関連する他部署との連携が円滑に進むよう調整を図っていただきたい。

(補助金交付団体)

- 1 現在の処務規程は、一般常識からかい離している部分が見られた。例えば、通勤距離を「合理的な最短経路」でなく「使用距離」としている、就業時間の規定がないために時間外勤務となる時間帯が不明である、職員の自家用車を協会車として借り上げた上で別途旅費を支給している、などである。

それらについては、令和2年4月からの法人化に合わせて制定される規則等により改善及び廃止されるとの回答であったが、監査時点では確認作業中のため、それらの案に不備が散見される状況であった。

法人化により市民の信頼が高まるなどのメリットが得られる一方で、これまでに以上に責任が重くなる。新たな規則等においては、市に準ずることを原則とし、

法令遵守や説明責任が果たせることを常に念頭に置いて、適正な事務執行をお願いしたい。

- 2 法人化に伴う規則等の策定に当たっては、担当課と十分協議すること。
- 3 「子どものスキー教室」は、平成 29 年度までは市からの受託事業であったが、平成 30 年度は市との共催事業となった。それに伴い、予算を体協予算とは別扱いとしているが、当該事業に係る時間外手当は参加者負担金から支出されている。共催事業であるならば、職員の人件費は体協予算から支出すべきである。

本事業に係る予算は、平成 29 年度までと同様に体協予算に組み込み、適正に事業を執行していただきたい。

- 4 退職手当積立金は、予算を別扱いとした「子どものスキー教室」の参加者負担金の残金から積み増しされている。当該積立金については、剰余金を積み増しせず、毎年規則正しく積立てを行っていただきたい。